

議案第 40 号

杉並区学校給食費等に関する規則

上記の議案を提出する。

令和7年3月26日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

学校給食費等に関し必要な事項を定める必要がある。

杉並区学校給食費等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区立学校設置条例（昭和35年杉並区条例第1号）に規定する小学校、中学校及び特別支援学校において実施する学校給食等に係る学校給食費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食等 学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する学校給食をいう。以下同じ。）並びに児童及び生徒以外の者に提供される学校給食と同様の給食をいう。
- (2) 学校給食費等 学校給食費（法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。以下同じ。）並びに児童及び生徒以外の者であって学校給食と同様の給食の提供を受けるものから徴収する給食費をいう。
- (3) 保護者 学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 学校給食費等負担者 保護者並びに児童及び生徒以外の者であって学校給食と同様の給食の提供を受けるものをいう。

(学校給食費等の額)

第3条 学校給食費等の1食当たりの額は、別表第1のとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、多様化給食（学校行事に合わせた多様な形態により実施する給食をいう。）の1食当たりの額は、別表第2のとおりとする。

(学校給食費等の徴収対象者)

第4条 区長は、学校給食費等負担者から学校給食費等を徴収する。

(学校給食費等の納付方法)

第5条 学校給食費等負担者は、学校給食費等を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、これにより難しい場合は、別に定める。

(学校給食費等の納付期限)

第6条 学校給食費等の納付期限は、別表第3のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、別に定める。

(過納又は誤納に係る徴収金の取扱い)

第7条 区長は、学校給食費等について過納又は誤納に係る徴収金（以下「過誤納金」という。）があるときは、学校給食費等負担者に当該過誤納金を還付するものとする。この場合において、当該学校給食費等負担者に未納の学校給食費等があるときは、当該過誤納金を未納の学校給食費等に充当することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、学校給食費等に関し必要な事項は、杉並区教育委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則に規定する学校給食費等の徴収に係る手続その他の行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。
- 3 第4条の規定にかかわらず、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における児童及び生徒の学校給食費は、無償とする。

別表第1（第3条関係）

区分		1食当たりの額
小学校	第1学年から第2学年までの児童	309円
	第3学年から第4学年までの児童	332円
	第5学年から第6学年までの児童	356円
中学校	第1学年から第3学年までの生徒	406円
特別支援学校	小学部第1学年から第2学年までの児童	355円
	小学部第3学年から第4学年までの児童	365円
	小学部第5学年から第6学年までの児童	374円
	中学部第1学年から第3学年までの生徒	406円

児童及び生徒以外の者であって小学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの	3 5 6 円
児童及び生徒以外の者であって中学校及び特別支援学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの	4 0 6 円

別表第 2 （第 3 条関係）

区分		1 食当たりの額
小学校	第 1 学年から第 2 学年までの児童	4 0 2 円
	第 3 学年から第 4 学年までの児童	4 3 2 円
	第 5 学年から第 6 学年までの児童	4 6 3 円
中学校	第 1 学年から第 3 学年までの生徒	5 2 8 円
児童及び生徒以外の者であって小学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		4 6 3 円
児童及び生徒以外の者であって中学校において学校給食と同様の給食の提供を受けるもの		5 2 8 円

別表第 3 （第 6 条関係）

期別	対象月	納付期限
第 1 期	4 月 ・ 5 月	5 月末日
第 2 期	6 月 ・ 7 月	7 月末日
第 3 期	8 月 ・ 9 月	9 月末日
第 4 期	1 0 月 ・ 1 1 月	1 1 月末日
第 5 期	1 2 月 ・ 1 月	1 月末日
第 6 期	2 月 ・ 3 月	3 月 2 4 日

備考 納付期限が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日を納付期限とする。